

共創型サービス IT 連携支援補助金（2次） 交付規程

令和2年11月16日

（目的）

第1条 本規程は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、経済産業大臣が定める共創型サービス IT 連携支援補助金交付要綱（20200413財商第1号。以下「要綱」という。）及びその他関連法令に基づき、共創型サービス IT 連携支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定めるものである。国民全体の所得の伸びを実現するためには、就業者の太宗が働く中小企業・小規模事業者等のサービス生産性革命が必要であり、そのための最も重要な鍵は、デジタル・トランスフォーメーション（IT投資による抜本的な業務・組織改革）である。そのため、本補助金では、顧客となる中小ユーザ企業及び供給側に立つ IT ベンダがコンソーシアムを組成して、API 連携等により既存の IT ツールを連携・組み合わせた IT ツールを導入する際に要する費用の一部を支援することによって、中小ユーザ企業の生産性向上・IT 人材の育成を図るとともに、本事業で構築した IT ツールを汎用化し同様の課題を抱える中小企業へ普及・展開していくことを目的とする。

（定義）

第2条 本規程において、「申請者」とは、補助金の交付を受けようとする、本条第2項に定義する中小ユーザ企業のことを示す。

- 2 本規程において、「中小ユーザ企業」とは、補助金で導入する IT ツールの利用者であり、かつ、第3条に規定する「公募要領」2.2に記載した中小企業等に該当するものを示す。
- 3 本規程において、「補助事業者」とは、第7条第1項に基づく交付決定の通知を受けた中小ユーザ企業のことを示す。
- 4 本規程において、「コンソーシアム」とは、補助金の交付決定を受け、共同で事業に取り組む複数の事業者で構成される集団のことを示す。
- 5 本規程において、「コンソーシアム構成員」とは、コンソーシアムを構成する各事業者のことを示す。
- 6 本規程において、「幹事社」とは、コンソーシアムにおける補助事業遂行のため全体管理・監督を行う事業者のことを示す。幹事社は、コンソーシアム構成員と合意形成を行った上で、補助事業者による各種申請、報告、届出など手続きの取り纏めやサポート、次項に規定する事務局との窓口業務を行う。
- 7 本規程において、「事務局」とは、本規程の目的を達成するため、補助金交付に関連する事務を行う団体のことを示す。

（公募要領の作成及び公表）

第3条 事務局は、補助金の交付の手続き等の細目を定めた「令和2年度共創型サービス IT 連携支援補助金公募要領（2次公募）」（以下「公募要領」という。）を作成し、公表する。

(交付の対象及び補助率等)

第4条 補助事業者が行う補助事業に要する経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、第7条第1項の交付決定を行った場合には、事務局は予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「補助事業期間」という。）内において発生した公募要領 2.4 の経費とする。
- 3 補助率ならびに補助下限額・上限額は、公募要領 2.5 に記載の通りとする。

(補助事業期間)

第5条 補助事業期間は、事務局が第7条第1項の規定に基づき交付決定通知書に記載した期間とする。ただし、当該期間の終了日は、令和3年2月26日以前とする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、幹事社を通じて補助金交付申請書及び事業計画書等の所定の提出書類を事務局に提出しなければならない。

- 2 申請者は、公募要領 2.5 に記載の補助額の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の通知)

第7条 事務局及び事務局が選定して委嘱する審査委員によって構成される外部審査委員会は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容の審査を行う。事務局は、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。なお、第16条に基づき補助金の額が確定した場合において交付する補助金の額は、補助金交付決定通知書に記載される金額を上限とする。

- 2 事務局は、交付決定の通知に際して補助事業者に対し必要な条件を付すことができるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受け、その決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内にその旨を、幹事社を通じて事務局に申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業で発生する経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して管理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を含む補助事業に係る全ての書類等を補助事業が完了または廃止した日の属する年度の終了後5年間、事務局及び会計検査院による会計検査に備え、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 幹事社は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業計画変更承認申請書等の所定の提出書類

を速やかに事務局へ提出し、あらかじめ事務局の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうち変更しようとする少ない方の額の20パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 補助金交付申請時に計上していなかった新規の費目を追加しようとするとき。
 - (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 交付申請時に提出した事業計画書の内容に変更をもたらすものでない場合
 - (イ) 補助目的及び事業内容に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (5) 補助事業の全部もしくは一部を他に承継させようとするとき。
- 2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(契約等)

第11条 補助事業者は、コンソーシアム構成員以外と50万円（税抜き）以上で売買、請負、その他の契約をする場合は、2者以上の者から見積を徴取しなければならない。ただし、2者以上の者から見積を徴取することが困難又は不適當である場合は、選定理由書を事務局に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を行うため補助事業の一部を第三者（コンソーシアム構成員も含む）に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の契約にあたり、契約の相手方に対し、補助事業を適正に行うために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円（税抜き）未満のものを除く）に当たり、経済産業省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業を行う上で、当該事業者でなければ、補助事業を行うことが困難又は不適當である場合は、承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 事務局は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたこと知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業者が補助事業の一部を第三者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止等)

- 第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 事務局が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、次の各号に掲げる事項を主張する権利

が保留され又は次の各号に掲げる異議を留められるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を提出する場合についても同様とする。

- (1) 事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡された債権の金額と相殺し、又は、当該債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡された債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡された債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。
 - 4 第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部に関して電子記録債権法（平成19年法律第102号）における電子記録債権を発生させ、同電子記録債権を譲渡担保とすることは、同法の電子債権記録機関として指定を受けた Tranzax 電子債権株式会社の提供する「PO ファイナンスサービス」を利用する場合についてのみ認められることとし、同サービスを利用する場合には、補助事業者は、同サービス利用の申請その他所定の事由を事務局に申し入れて、利用の方法・条件等（本規程と別途の文書に定められる抗弁規定において規定される補助金の支払い等に関する抗弁権につき、同サービスのシステムにおいて抗弁権を記録することを含むがこれに限られない）を協議して予め合意しなければならない。
 - 5 前項に基づき PO ファイナンスサービスを利用する場合には、補助事業者は、Tranzax 電子債権株式会社の作成する同サービスの利用規約その他利用条件を遵守するとともに、利用に関する費用を負担するものとする。
 - 6 第4項に基づき電子記録債権を発生させ、これを譲渡担保とするときは、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる原因債権についても譲渡担保としたものとみなす。

（事故等の報告）

第13条 幹事社は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故等報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第14条 幹事社は、月次で補助事業遂行状況報告書を作成し、事務局に対して補助事業の実施状況を報告しなければならない。

2 事務局は、幹事社に対して、前項に定める場合のほか、必要のあるときはいつでも補助事業の実施状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第15条 幹事社は、補助事業を完了又は廃止したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定通知書に記載の補助事業期間の末日のうち、いずれかの早い方の日付までに補助事業実績報告書を事務局に提

出しなければならない。

- 2 事務局は、幹事社がやむを得ない理由により第1項の補助事業実績報告書を提出できない場合は、令和3年2月26日以前の範囲内で期限について猶予することができる。
- 3 幹事社は、補助事業期間の終了した日から3年間、当該期間に係る経過報告を、事務局の指定する方法にて提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて自ら現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助事業者へ通知する。

(補助金の支払)

第17条 事務局は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、第12条第4項の定めに基づき補助金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部がPOファイナンスサービスに基づき譲渡担保に利用されている場合には、事務局は被担保債権全額の弁済のために同サービス利用規約に基づく所定の支払先へ補助金を支払うものとする。

- 2 前項ただし書きに基づく所定の支払先への補助金の支払が被担保債権全額の弁済に満たないときは、補助事業者は自己の責任をもって被担保債権の残額を支払わなければならないものとし、経済産業省、事務局その他関係者並びにその構成員(役員、職員、従業員、アルバイトその他名称を問わない)、委嘱先及び委託先等は、その理由の如何を問わずいかなる責任も負わないものとする。

(是正のための措置)

第18条 事務局は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、幹事社に対し、予告なく補助事業に関する報告を求め、又は、事務局の指定する者によりコンソーシアム構成員の事業所等に立ち入り、帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、コンソーシアム構成員は協力しなければならない。

- 2 経済産業省は、必要に応じて前項の措置を取ることができる。

(交付決定の取消し等)

第19条 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消しすることができる。

- (1) コンソーシアム構成員が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) コンソーシアム構成員が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) コンソーシアム構成員が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合
- (5) 補助事業者が虚偽を含む申請をしていること、又は本補助金を活用して取り組む事業について、国(独立行政法人等を含む。)が助成する他の制度(補助金、委託金等)と同一の補助対象経費について重複受給等

をしていることが判明した場合

- (6) コンソーシアム構成員が、反社会的勢力排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は本補助事業の実施により効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業期間内に取得財産等があるときは、第21条で処分を承認された財産を除き、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間管理しなければならない。
- 3 事務局は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。）することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を指定する口座に納付させることができるものとする。

(財産の処分の制限)

第21条 処分を制限する財産は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜き）以上の物品及びその他の財産とする。補助事業者は、処分を制限する財産を一覧にした取得財産等管理台帳を作成のうえ保管するものとする。補助事業者は、事務局から取得財産等管理台帳の提出の求めがあった場合は、幹事社を通じて当該取得財産等管理台帳を提出しなければならない。

- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び経済産業大臣が定める期間を準用するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を、幹事社を通じて事務局に提出しなければならない。
- 4 事務局は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、処分内容が適性と認めるときは財産処分承認を行い財産処分承認通知書を補助事業者に送付するものとする。
- 5 補助事業者は、前項の承認を取得後、取得財産等を処分した場合、財産処分承認通知書に記載がある書類等を財産処分報告書に添付して、幹事社を通じて事務局に送付するものとする。また、この場合前条第3項を準用し、事務局は、その収入の全部若しくは一部を指定する口座に納付させることができるものとする。
- 6 補助事業者は、第3項の処分において、補助事業者が本補助事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。）する場合は、取得財産処分承認申請書を、幹事社を通じて事務局に提出し、その承認を受ければ、補助事業者は転用に係る前項の納付が免除される。

- 7 補助事業者は、第1項に規定する取得財産等が災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず財産処分報告書を、幹事社を通じて事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は前条第3項の納付は免除される。

(成果の発表)

第22条 事務局は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、コンソーシアム構成員に発表させることができるものとする。

(秘密の保持)

第23条 事務局は、コンソーシアム構成員が本規程に従って提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等(以下「提出書類等」という。)については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査及び政策効果検証等、本補助金交付に関連する事務の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した提出書類等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。

なお、第19条第1項5号による重複受給の可能性がある場合であって、執行機関同士で申請書類の共有が必要な場合は、本条を適用しない。

- 2 コンソーシアム構成員は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 3 コンソーシアム構成員は、補助事業の一部を第三者に行わせる場合には、第三者にも本条の定めを遵守させなければならない。コンソーシアム構成員又は第三者の役員又は従業員による情報漏えい行為もコンソーシアム構成員による違反行為とみなす。
- 4 本条の規定は補助事業の完了または廃止した後も有効とする。

(補助事業の手引き等)

第24条 コンソーシアム構成員は、補助事業の円滑な執行を図るため、本規程に定めるもののほか、事務局がコンソーシアム構成員に向けて交付する補助事業の手引き等に従い実施するものとする。

(個人情報保護に関する取扱い)

第25条 事務局は、申請者に関して得た情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

第26条 申請者は、反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認した上で、誓約書を提出しなければならない。

(その他)

第27条 事務局は、コンソーシアム構成員に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類等の提出を求めることができる。